

《資料・研究動向》

(資料) 1920 年前後中国の公訴時効 (訴追時効) 完成件数に関する資料とその検討

高橋 孝治*

Documents and consideration of the completion number of prescribed statutes of limitations in China around 1920

TAKAHASHI Koji

要旨

公訴時効制度とは、犯罪の発生から一定期間経過後すると、刑事訴訟を提起することができなくなるという制度である。中国(中華人民共和国)では訴追時効制度という名で公訴時効制度が導入されているが、処罰の必要性が高ければ訴追時効が完成していても、訴追時効の規定を無視して有罪判決を出すことがあると、制度の適用に政治的思惑が優先されていることが指摘されている。しかし、このような傾向は中国共産党政権だけではなく、いわゆる中華民国期にも同様の傾向があるように思われる。これを示すため、本稿は現存する 1920 年前後の中国の訴追時効完成件数の資料を提示し、これを検討する。

その結果、1920 年前後の中国の訴追時効完成件数の内訳を見ると、検察庁によって訴追時効完成を認めることに積極的だったり消極的だったりすることが明らかとなる。さらには罪状ごとにも公訴時効完成件数には偏りがあることも指摘する。ここから、中華民国期の訴追時効完成の判断にも政治的思惑が優先されていた可能性があることが指摘する。

キーワード : 公訴時効制度、中華民国期の法運用、司法統計資料、中国法、法運用の連続性

目次

1. 本資料を検討する意味
2. 1914 年、1916 年および 1922 年の中国の訴追時効完成件数に関する資料
3. 資料を概観して

1. 本資料を検討する意味

公訴時効制度とは、犯罪の発生から一定期間経過後すると、刑事訴訟を提起することができなくなるという制度である。中華人民共和国(以下「中国」という。また 1949 年 10 月 1 日の中華

* 中国政法大学 刑事司法学院 博士課程修了生・法学博士

人民共和国成立宣言以降を強調する場合は「新中国」という)では、公訴時効制度は訴追時効制度(原文は「追訴時効制度」という名で導入されているが(注1)、制度の適用に政治的思惑が先にあるのではないかと指摘されている[高橋 2017:57-58]。これはつまり、訴追時効制度があっても、処罰の必要性が高ければ訴追時効が完成(訴追時効の期間が経過することを「完成」という)していても、訴追時効の規定を無視して有罪判決を出すということである[高橋 2017:57]。しかし、このような訴追時効制度の運用は新中国に限ったことではないように思われる。新中国成立前のいわゆる中華民国期も、そのような訴追時効制度の恣意的な運用があったのではないだろうか。本稿は、中華民国期の特に公訴時効の完成が認められた事件数から、「中華民国期の訴追時効制度の運用も恣意的であったのではないか」ということを示す統計資料を提供するものである。

新中国の訴追時効制度の適用に政治的思惑があるとは、実際に起訴された裁判の結果からこのように述べているのに対し、本稿で示す資料は起訴前にどれだけの事件が公訴時効完成を理由に不起訴となったかを表している。この点に差異はあるが、訴追時効制度の運用が恣意的であることを示すには十分な結果は示せていると考える。

訴追時効制度の運用が恣意的であることを示すために、本稿では受理件数、起訴件数、いくつかの不起訴の項目も示すこととする。なお、原資料には大赦による不起訴や裁判が確定していたため不起訴といった項目およびその件数も表記されている。しかし、これらは本稿が示そうとする内容と直接関係がないため本稿では省略する。また、本稿で示す資料は、中国北京市の国家図書館に所蔵されている資料を底本としている。この資料には1914年から1922年まで、毎年の訴追時効完成により不起訴となった場合や、訴追時効が完成しているにも関わらず起訴され免訴判決が出た場合の件数が示されている(資料自体は、1922年より後のものも存在するが、1922年より後には「時効」の項目がなくなり、訴追時効完成により起訴できなくなった場合の件数が明確には分からなくなっている。また、1915年の統計資料は北京市の国家図書館では欠番となっている)。

以上より、本稿では1915年を除いて、1914年から1922年までの中華民国の訴追時効制度の適用状況に関する統計資料を見たいところだが、紙幅の都合もあり、1914年、1916年および1922年の資料を見ることとする。ただし、検討する際には本稿で直接見なかった年の資料についても言及する。

2. 1914 年、1916 年および 1922 年の中国の訴追時効完成件数に関する資料

(表 1) 中華民国 3 年(1914 年)第 1 回刑事統計・検察機関別刑事事件受理件数および起訴件数(司法部總務廳第五科(編)[1917:1-8]を基に筆者作成)

検察機関	受理件数(昨年受理の繰越分を含)	起訴件数(予審送致 + 公判送致)	犯罪に該当しないことによる不起訴件数	証拠不十分による不起訴件数	訴追時効完成による不起訴件数
京師・地方検察廳	8,656	4,257	1,838	1,869	16
京師・地方廳第一分庭	649	447	19	173	0
京師・地方廳第二分庭	1,135	721	157	188	0
直隸・天津地方検察廳	6,579	1,491	4,517	399	0
直隸・天津地方廳分庭	627	265	216	40	0
直隸・保定地方検察廳	1,269	286	397	337	0
奉天・瀋陽地方検察廳	2,198	853	780	450	0
奉天・營口地方検察廳	1,067	761	218	69	0
奉天・遼陽地方検察廳	674	381	211	25	9
奉天・安東地方検察廳	699	355	133	74	1
吉林・吉林地方検察廳	2,220	1,578	387	26	0
吉林・長春地方検察廳	1,667	937	387	256	0
吉林・延吉地方検察廳	367	280	38	24	2
吉林・延吉地方廳第一分庭	199	87	37	0	0
吉林・延吉地方廳第二分庭	231	100	51	0	0
黒竜江・龍江地方検察廳	513	331	88	30	1
山東・濟南地方検察廳	1,826	537	457	589	0
山東・福山地方検察廳	462	192	88	58	0
河南・開封地方検察廳	1,232	311	457	589	0
山西・太原地方検察廳	878	513	88	53	16
江蘇・江寧地方検察廳	2,208	953	499	252	1
江蘇・上海地方検察廳	4,079	2,442	90	136	41
江蘇・上海地方廳分庭	1,387	1,100	603	233	2
安徽・懷甯地方検察廳	502	233	621	284	16
安徽・蕪湖地方検察廳	1,068	588	225	42	0
江西・南昌地方検察廳	1,949	1,241	84	120	1
江西・九江地方検察廳	765	272	164	133	15
福建・閩侯地方検察廳	2,246	1,001	385	451	0
福建・閩侯地方廳分庭	224	96	0	56	13
浙江・杭縣地方検察廳	1,976	1,255	120	154	63
浙江・杭鄞地方検察廳	976	489	139	269	0
湖北・武昌地方検察廳	1,114	282	38	415	0
湖北・夏口地方検察廳	1,573	314	408	379	67

検察機関	受理件数(昨年受理の繰越分を含)	起訴件数(予審送致 + 公判送致)	犯罪に該当しないことによる不起訴件数	証拠不十分による不起訴件数	訴追時効完成による不起訴件数
湖南・長沙地方検察廳	1,388	537	301	242	8
湖南・常德地方検察廳	1,140	282	152	435	0
陝西・長安地方検察廳	1,310	227	97	654	0
甘肅・皋蘭地方検察廳	628	132	229	188	0
四川・成都地方検察廳	3,004	1,897	364	374	1
四川・重慶地方検察廳	1,333	921	35	157	0
広東・廣州地方検察廳	3,735	2,117	122	294	0
広東・澄海地方検察廳	424	161	10	63	1
広西・桂林地方検察廳	1,482	769	93	336	7
雲南・昆明地方検察廳	817	277	264	125	6
雲南・蒙自地方検察廳	286	116	46	0	1
貴州・貴陽地方検察廳	863	142	325	48	4

(表 2) 中華民国 3 年(1914 年)第 1 回刑事統計・罪名別刑事事件受理件数および起訴件数 (司法部總務廳第五科(編) [1917:9-16] を基に筆者作成)

罪 名	受理件数(昨年受理の繰越分を含)	起訴件数(予審送致 + 公判送致)	犯罪に該当しないことによる不起訴件数	証拠不十分による不起訴件数	訴追時効完成による不起訴件数
汚職罪	378	151	43	71	4
公務妨害罪	350	157	58	47	1
選挙妨害罪	2	0	1	0	0
騒乱罪	199	52	52	45	2
逮捕監禁されている者の脱走罪	216	91	27	9	1
罪人隠匿・証拠隠滅罪	123	17	66	22	0
偽証・誣告罪	642	232	169	112	1
放火・溢水・水利妨害罪	290	72	82	79	3
危険物の罪	149	56	31	22	0
交通妨害罪	79	20	21	11	0
秩序妨害罪	436	62	152	115	10
貨幣偽造罪	603	288	112	97	1
文書・印鑑偽造罪	656	253	151	120	5
祭祀冒瀆・盗掘罪	342	109	70	73	5
アヘン吸引罪	11,123	9,707	367	390	15
賭博罪	3,480	2,403	499	390	9
姦淫・重婚罪	1,417	334	267	178	13
飲料水妨害罪	8	2	1	3	0

罪 名	受 理 件 数 (昨年受理の繰越分を含)	起 訴 件 数 (予 審 送 致 + 公 判 送 致)	犯罪に該当しないことによる不起訴件数	証拠不十分による不起訴件数	訴追時効完成による不起訴件数
衛生妨害罪	121	10	36	21	0
殺傷罪	18,591	6,141	7,035	3,214	117
墮胎罪	33	8	6	12	1
遺棄罪	466	41	271	42	4
私人による逮捕・監禁罪	410	133	109	84	1
誘拐罪	6,857	1,915	1,486	1,587	31
安全・信用・名誉・秘密を妨害する罪	976	170	408	258	9
窃盗・強盗罪	11,467	6,262	1,620	2,059	10
詐欺により財を取得する罪	3,634	1,392	798	739	19
占有を侵害する罪	2,571	774	770	467	23
騒ぐ罪	539	149	145	136	1
棄損・損壊罪	1,108	274	329	257	5
人身売買の罪	19	11	0	8	0
モルヒネを打つ罪	1,326	1,132	114	44	0
官吏が不法に物品を入手する罪	9	5	2	1	0
盗賊の罪	15	14	0	1	0
許可なく塩を販売する罪	57	46	3	4	0
その他	933	47	608	7	0

(表3) 中華民国5年(1916年)第3回刑事統計・検察機関別刑事事件受理件数および起訴件数(司法部總務廳第五科(編)[1919:1-8]を基に筆者作成)

検察機関	受理件数(昨年受理の繰越分を含)	起訴件数(予審送致+公判送致)	犯罪に該当しないことによる不起訴件数	証拠不十分による不起訴件数	訴追時効完成による不起訴件数
総検察廳	7	1	0	1	0
京師・地方検察廳	7,492	3,335	1,627	1,461	4
京師・地方廳第一分庭	860	370	309	138	0
京師・地方廳第二分庭	2,024	795	808	322	0
直隸・天津地方検察廳	7,020	1,735	4,423	271	0
直隸・天津地方廳分庭	848	556	122	84	1
直隸・保定地方検察廳	837	332	587	40	0
奉天・瀋陽地方検察廳	2,130	1,101	734	188	0
奉天・營口地方検察廳	1,064	897	68	91	0
奉天・遼陽地方検察廳	692	462	88	92	0
奉天・安東地方検察廳	729	420	160	143	0
奉天・鐵嶺地方検察廳	542	265	129	82	4

検察機関	受理件数(昨年受理の繰越分を含)	起訴件数(予審送致+公判送致)	犯罪に該当しないことによる不起訴件数	証拠不十分による不起訴件数	訴追時効完成による不起訴件数
奉天・錦縣地方検察廳	731	268	80	176	0
奉天・洮南地方検察廳	145	72	17	42	0
吉林・吉林地方検察廳	2,622	1,927	221	431	0
吉林・長春地方検察廳	1,747	1,126	375	230	0
吉林・延吉地方検察廳	454	226	50	75	0
吉林・延吉地方検察分廳	221	97	23	31	0
吉林・延吉地方廳第一分庭	244	106	36	15	0
黒竜江・龍江地方検察廳	487	337	16	86	0
山東・濟南地方検察廳	1,011	565	211	149	0
山東・福山地方検察廳	759	297	256	92	0
河南・開封地方検察廳	1,944	802	396	474	1
山西・太原地方検察廳	655	347	86	97	26
江蘇・江寧地方検察廳	1,936	882	372	567	0
江蘇・上海地方検察廳	3,326	1,845	640	342	0
安徽・懷甯地方検察廳	456	167	155	52	2
安徽・蕪湖地方検察廳	668	296	170	70	1
江西・南昌地方検察廳	1,482	762	353	162	0
江西・九江地方検察廳	556	199	112	124	3
江西・高等分廳附設地方庭	362	181	38	120	0
福建・閩侯地方検察廳	1,711	605	228	532	3
福建・閩侯地方廳分庭	868	114	68	30	0
浙江・杭縣地方検察廳	1,562	722	262	157	19
浙江・鄞縣地方検察廳	1,004	588	75	251	4
浙江・金華地方検察廳	134	58	9	16	0
浙江・永嘉地方検察廳	496	90	50	68	1
湖北・武昌地方検察廳	1,072	320	23	513	0
湖北・夏口地方検察廳	1,453	269	412	536	1
湖南・長沙地方検察廳	1,848	1,134	160	213	2
湖南・常德地方検察廳	1,314	518	63	417	7
陝西・長安地方検察廳	1,225	376	25	571	0
甘肅・皋蘭地方検察廳	956	166	210	195	0
四川・成都地方検察廳	1,769	808	522	228	14
四川・巴縣地方検察廳	2,360	780	352	1,028	10
広東・廣州地方検察廳	1,933	1,222	212	207	0
広東・澄海地方検察廳	362	206	0	75	0
西広・桂林地方検察廳	1,059	513	267	213	2
貴州・貴陽地方検察廳	365	127	65	59	0

(表 4) 中華民国 5 年(1916 年)第 3 回刑事統計・罪名別刑事事件受理件数および起訴件数 (司法部總務廳第五科(編)[1919:9-16]を基に筆者作成)

罪 名	受理件数 (昨年受理 の繰越分 を含)	起訴件数 (予審送致 + 公判送 致)	犯罪に該 当しない ことによ る不起訴 件数	証拠不十分 による不 起訴件 数	訴追時効 完成によ る不起訴 件数
内乱罪	13	0	0	2	0
機密漏洩罪	3	3	0	0	0
汚職罪	297	119	39	52	0
公務妨害罪	325	165	63	33	0
選挙妨害罪	6	2	0	0	0
騒乱罪	234	24	96	67	0
逮捕監禁されている者の脱走罪	180	88	25	23	0
罪人隠匿・証拠隠滅罪	81	23	23	24	0
偽証・誣告罪	843	272	215	178	5
放火・溢水・水利妨害罪	303	116	62	71	0
危険物の罪	85	58	8	5	1
交通妨害罪	24	12	7	4	0
秩序妨害罪	177	49	66	35	0
貨幣偽造罪	388	213	79	68	0
文書・印鑑偽造罪	518	197	80	150	1
測量偽造罪	3	2	1	0	0
祭祀冒瀆・盗掘罪	202	46	62	45	1
アヘン吸引罪	8,365	7,308	93	709	5
賭博罪	2,337	2,012	142	118	6
姦淫・重婚罪	1,169	397	279	196	19
飲料水妨害罪	4	2	0	2	0
衛生妨害罪	3	2	0	0	0
殺傷罪	19,189	4,779	8,268	3,585	21
墮胎罪	26	7	7	10	0
遺棄罪	317	43	144	58	2
私人による逮捕・監禁罪	312	113	52	77	1
誘拐罪	6,210	1,743	1,439	1,616	14
安全・信用・名誉・秘密を妨害する罪	1,200	144	560	232	2
窃盗・強盗罪	12,681	7,311	1,740	2,193	11
詐欺により財を取得する罪	3,579	1,199	896	928	4
占有を侵害する罪	2,696	854	689	703	5
騒ぐ罪	414	191	75	120	0
棄損・損壊罪	1,163	281	397	231	4
保釈人を隠匿する罪	1	0	1	0	0

罪名	受理件数 (昨年受理の繰越分 を含)	起訴件数 (予審送致 + 公判送 致)	犯罪に該 当しないこ とによる不 起訴件数	証拠不十分 による不 起訴件数	訴追時効 完成による 不起訴 件数
人身売買の罪	21	5	8	0	1
官吏が不法に物品を入手する罪	2	1	0	0	0
モルヒネを打つ罪	1,359	1,241	0	0	0
盗賊の罪	55	52	0	1	0
許可なく塩を販売する罪	121	101	8	5	0
通貨を棄損および売却のために運搬する罪	69	55	12	0	0
その他	5	4	0	0	0

(表 5) 中華民国 11 年(1922 年)第 9 回刑事統計・検察機関別刑事事件受理件数および起訴件数 (司法部總務廳第五科(編)[1924: 1-15]を基に筆者作成)

検察機関	受理件数(昨 年受理の繰 越分を含)	起訴件数(予 審送致 + 公 判送致)	犯罪に該当 しないこと による不 起訴件数	証拠不十分 による不 起訴件数	訴追時効完 成による不 起訴件数
總檢察廳	2	0	0	0	0
京師・地方檢察廳	7,260	3,019	305	721	32
京師・第一分庭	729	172	284	96	1
京師・第二分庭	1,254	313	221	342	8
直隸・天津地方檢察廳	5,687	658	4,441	15	0
直隸・天津地方廳分庭	1,804	452	216	674	5
直隸・保定地方檢察廳	662	177	198	221	4
直隸・萬全地方檢察廳	412	232	64	104	0
奉天・瀋陽地方檢察廳	2,964	2,202	268	402	5
奉天・營口地方檢察廳	1,033	866	80	83	0
奉天・遼陽地方檢察廳	812	312	277	188	0
奉天・安東地方檢察廳	1,119	830	119	112	9
奉天・鐵嶺地方檢察廳	753	481	52	194	0
奉天・錦縣地方檢察廳	180	82	1	3	0
奉天・洮南地方檢察廳	320	236	9	53	0
奉天・遼源地方檢察廳	180	117	0	52	0
奉天・海龍地方檢察廳	370	184	20	138	0
奉天・復縣地方檢察廳	316	141	0	148	0
吉林・吉林地方檢察廳	1,732	1,141	414	56	0
吉林・長春地方檢察廳	1,833	985	98	608	0
吉林・延吉地方檢察廳	453	214	44	130	3
吉林・延吉地方檢察分廳	240	130	44	38	0

検察機関	受理件数(昨年受理の繰越分を含)	起訴件数(予審送致+公判送致)	犯罪に該当しないことによる不起訴件数	証拠不十分による不起訴件数	訴追時効完成による不起訴件数
吉林・延吉地方廳分庭	101	49	31	0	0
吉林・濱江地方檢察廳	5,093	2,727	1,103	549	3
黒竜江・龍江地方檢察廳	572	420	42	59	0
黒竜江・呼蘭地方檢察廳	368	225	67	40	0
山東・濟南地方檢察廳	1,404	561	503	276	5
山東・福山地方檢察廳	1,398	802	370	63	0
河南・開封地方檢察廳	1,778	536	373	315	0
河南・洛陽地方檢察廳	945	247	222	269	0
山西・太原地方檢察廳	2,052	1,624	159	134	4
江蘇・高等檢察廳	1	1	0	0	0
江蘇・江寧地方檢察廳	3,061	1,459	670	689	0
江蘇・上海地方檢察廳	4,569	2,050	436	564	2
江蘇・呉縣地方檢察廳	1,306	725	210	125	0
安徽・懷甯地方檢察廳	1,169	521	249	183	1
安徽・蕪湖地方檢察廳	931	273	395	11	0
江西・南昌地方檢察廳	840	354	66	352	0
江西・九江地方檢察廳	1,039	508	163	125	0
江西・第一高等分廳附設地方庭	395	240	27	84	0
福建・閩侯地方檢察廳	1,996	540	360	617	3
福建・閩侯地方廳分庭	897	480	33	115	0
浙江・杭縣地方檢察廳	1,543	818	302	249	11
浙江・杭縣地方廳嘉興分庭	164	75	23	41	0
浙江・杭縣地方廳呉興分庭	326	69	7	92	1
浙江・杭縣地方廳紹興分庭	553	84	92	132	0
浙江・鄞縣地方檢察廳	1,035	561	363	0	0
浙江・鄞縣地方廳臨海分庭	725	30	15	145	0
浙江・永嘉地方檢察廳	1,624	400	299	429	0
浙江・永嘉地方廳麗水分庭	83	7	34	10	0
浙江・金華地方檢察廳	894	312	331	185	0
浙江・金華地方廳衢縣分庭	189	39	9	56	0
浙江・金華地方廳建德分庭	105	17	9	0	0
湖北・武昌地方檢察廳	1,475	288	280	296	3
湖北・夏口地方檢察廳	3,752	1,041	3	2,032	6
陝西・長安地方檢察廳	1,356	273	231	813	0
甘肅・泉蘭地方檢察廳	1,287	177	301	307	0
甘肅・第一高等分庭附設地方庭	161	74	23	16	0

検察機関	受理件数(昨年受理の繰越分を含)	起訴件数(予審送致+公判送致)	犯罪に該当しないことによる不起訴件数	証拠不十分による不起訴件数	訴追時効完成による不起訴件数
甘肅・第三高等分庭附設地方庭	234	44	148	4	0
東省特別区域・高等検察廳	12	5	0	6	0
東省特別区域・地方検察廳	835	350	141	82	0
東省特別区域・地方廳第一分庭	593	146	105	80	0
東省特別区域・地方廳第二分庭	485	100	52	68	0
東省特別区域・地方廳第三分庭	252	23	12	68	0
東省特別区域・地方廳第四分庭	415	50	68	138	0
東省特別区域・地方廳第五分庭	299	117	38	10	0
東省特別区域・地方廳第六分庭	692	172	229	66	0

(表 6) 中華民國 11 年(1922 年)第 9 回刑事統計・罪名別刑事事件受理件数および起訴件数 (司法部總務廳第五科(編) [1924: 13-20] を基に筆者作成)

罪 名	受理件数(昨年受理の繰越分を含)	起訴件数(予審送致+公判送致)	犯罪に該当しないことによる不起訴件数	証拠不十分による不起訴件数	訴追時効完成による不起訴件数
内乱罪	23	6	1	7	0
汚職罪	291	91	45	63	0
公務妨害罪	364	171	53	73	0
選挙妨害罪	35	2	15	8	0
騒乱罪	102	9	32	43	1
逮捕監禁されている者の脱走罪	226	115	24	36	0
罪人隠匿・証拠隠滅罪	93	23	18	43	0
偽証・誣告罪	901	230	206	298	0
放火・溢水・水利妨害罪	384	129	77	107	0
危険物の罪	130	72	12	12	0
交通妨害罪	113	23	21	13	0
秩序妨害罪	228	67	39	55	0
貨幣偽造罪	626	224	113	172	0
文書・印鑑偽造罪	958	319	134	283	3
計測器偽造罪	1	0	0	0	0
祭祀冒瀆・盗掘罪	230	42	62	66	0
アヘン吸引罪	10,222	9,285	173	366	1
賭博罪	2,689	2,240	73	186	8
姦淫・重婚罪	1,400	401	226	251	23
飲料水妨害罪	7	5	2	0	0

罪名	受理件数 (昨年受理 の繰越分 を含)	起訴件数 (予審送致 + 公判送 致)	犯罪に該 当しない ことによ る不起訴 件数	証拠不十 分による 不起訴件 数	訴追時効 完成によ る不起訴 件数
衛生妨害罪	17	1	7	2	0
殺傷罪	22,115	5,235	7,131	3,550	2
墮胎罪	34	10	5	15	0
遺棄罪	268	19	126	64	0
私人による逮捕・監禁罪	465	96	76	139	0
誘拐罪	7,162	1,701	1,462	1,797	21
安全・信用・名誉・秘密を妨害する罪	2,537	187	1,397	626	2
窃盗・強盗罪	15,550	7,905	1,970	3,140	20
詐欺により財を取得する罪	4,429	1,232	896	1,217	9
占有を侵害する罪	3,760	946	797	924	7
騒ぐ罪	771	288	155	200	0
棄損・損壊罪	1,430	214	418	413	6
刑事保釈人を隠匿する罪	1	0	1	0	0
親族を強制的に売春させる・娼婦にする罪	5	0	1	4	0
被扶養者を売却する(人身売買)罪	15	7	2	1	0
モルヒネを打つ罪	1,303	1,124	47	30	3
盗賊の罪	98	51	10	4	0
私塩の罪	49	34	3	6	0
棄損した貨幣を使用する罪	4	4	0	0	0
その他	74	27	19	22	0

3. 資料を概観して

2. で見た 1914 年、1916 年および 1922 年の中国の訴追時効制度適用件数の資料からは、訴追時効制度の適用には相当の偏りがあると言えるように思える。例えば、犯罪の受理件数が他より多いにも関わらず、直隸・天津地方検察廳や吉林・吉林地方検察廳などは訴追時効の完成による不起訴が 0 件となっているのに対し、京師・地方検察廳は 1914 年には 8,656 件の事件を受理しても、16 件は訴追時効完成による不起訴としている。しかし、同年に 6,579 件の事件を受理した天津地方検察廳が訴追時効完成による不起訴が 1 件もないというのはかなり不自然に見える。もし犯罪に対する訴追時効が完成している事件の割合が均等になっているとしたら、天津地方検察廳も 12 件程度は訴追時効完成による不起訴を行ってもよさそうである（ $\approx 16 \times 6,579 / 8,656$ ）。ただし、全体の割合から考えると、天津地方検察廳の「犯罪に該当しないことによる不起訴」の数は非常に多く、訴追時効完成による不起訴を犯罪に該当しないことによる不起訴として処理している可能性もある。しかし、いずれにせよ、法律を機械的に適用して訴追時効完成を判断しているとは

考え難い状況があると言える。なお、2. で示した資料以外では 1917 年、1919 年、1920 年、1921 年も吉林地方検察廳は訴追時効の完成を 1 件も認めていない（事件の受理件数それぞれは 2,559 件、2,200 件、2,331 件、1,619 件）[司法部總務廳第五科(編)1921a:1-5;司法部總務廳第五科(編)1922:1-5;司法部總務廳第五科(編)1923a:1-5;司法部總務廳第五科(編)1923b:1-5]。もっとも、1918 年には吉林地方検察廳も 2 件の訴追時効の完成を認めており（事件の受理件数は、2,180 件）[司法部總務廳第五科(編)1921b:1-5]、吉林地方検察廳は訴追時効完成を一切認めないわけではなく、「なかなか認めない」程度のものであると言える。さらに、天津地方検察廳は 1917 年、1918 年、1919 年、1920 年、1921 年も訴追時効完成により不起訴となった例は 1 件も存在しない（事件の受理件数はそれぞれ 7,359 件、7,961 件、8,226 件、8,414 件、7,615 件）[司法部總務廳第五科(編)1921a:1-5;司法部總務廳第五科(編)1921b:1-5;司法部總務廳第五科(編)1922:1-5;司法部總務廳第五科(編)1923a:1-5;司法部總務廳第五科(編)1923b:1-5]。

これに対し、京師・地方検察廳は 1917 年は 16 件、1918 年は 75 件、1919 年は 5 件、1920 年は 8 件、1921 年は 58 件を訴追時効完成により不起訴としている（事件の受理件数はそれぞれ 6,969 件、6,250 件、5,359 件、5,370 件、6,848 件）[司法部總務廳第五科(編)1921a:1-5;司法部總務廳第五科(編)1921b:1-5;司法部總務廳第五科(編)1922:1-5;司法部總務廳第五科(編)1923a:1-5;司法部總務廳第五科(編)1923b:1-5]。

さらに、罪状別でも不自然な偏りがあると評しうる。例えば、1914 年には殺傷罪は公訴時効完成により 117 件が不起訴となっているのに対し（事件受理件数は 18,591 件）、1916 年には 21 件（事件受理件数は 19,189 件）と激減している。本稿から省略した部分も述べれば、殺傷罪が訴追時効完成で不起訴となった件数は、1917 年は 9 件、1918 年は 3 件、1919 年は 5 件、1920 年は 3 件、1921 年 5 件であった（それぞれ事件受理件数は、19,643 件、18,814 件、21,839 件、21,882 件、21,903 件）[司法部總務廳第五科(編)1921a:11-15;司法部總務廳第五科(編)1921b:11-15;司法部總務廳第五科(編)1922:11-15;司法部總務廳第五科(編)1923a:11-15]。そして、(表 6) で示した通り、1922 年は 2 件（事件受理件数は 22,115 件）である。この件数の大きな偏りから 1917 年半ば頃から殺傷罪の訴追時効完成を認めないようにする方針となったという疑いがある（形式上訴追時効が完成していても、それを無視して不起訴とはしないということである）。

これに対し、姦淫・重婚罪の訴追時効完成による不起訴件数は 1914 年から 1922 年まで大きく変化していない（(表 2)、(表 4)、(表 6) で示した通り、姦淫・重婚罪の訴追時効完成による不起訴件数は 1914 年で 13 件、1916 年で 19 件、1922 年で 23 件である（事件受理件数はそれぞれ 1,417 件、1,169 件、1,400 件である）。本稿から省略した部分では、1917 年は 9 件、1918 年は 10 件、1919 年は 10 件、1920 年は 21 件、1921 年は 24 件である（事件受理件数は、それぞれ 1,214 件、1,184 件、1,165 件、1,537 件、1,470 件）[司法部總務廳第五科(編)1921a:9-13;司法部總務廳第五科(編)1921b:9-13;司法部總務廳第五科(編)1922:9-13;司法部總務廳第五科(編)1923a:9-13;司法部總務廳第五科(編)1923b:9-13]）。ここから姦淫・重婚罪の訴追時効完成による不起訴件数は年によって大きく変わることはなく、やはり殺傷罪の訴追時効完成による不起訴件数の推移には人為的な操

作があるように見えるということが言える。

以上から、中華民国期の少なくとも 1914 年から 1922 年までの訴追時効制度の適用に関しては、訴追時効完成により不起訴とすることを積極的に認める検察廳や、認めることが消極的な検察廳があったと言えそうである。もちろん、この時期は数々の軍閥政權が乱立したり、諸外国により半植民地していた混乱期でもあり、各検察廳が全国で統一的な法運用を行うことができたのかには疑問がある。しかし、本稿では、罪状別に見ても不自然な偏りがあることを指摘した。この点から、政治的に取り扱いが異なっていた疑いが強いと言えるだろう。総括すると、これらの資料からは、1914 年から 1922 年までの中国の訴追時効制度については、法律を機械的に適用していないのではないという疑いがあり、その意味では新中国の法運用と類似していると言える。

なお、起訴されて、裁判で訴追時効完成のために免訴判決が出された例も非常が少ない。今回確認した資料には、予審の判決結果のしか掲載されていないが、1917 年に 3 件、1919 年に 1 件、1920 年に 1 件、1922 年に 5 件の予審で訴追時効完成による免訴判決が出ている [司法部總務廳第五科(編)1921a :25-30; 司法部總務廳第五科(編)1922:25-30; 司法部總務廳第五科(編)1923a:25-30; 司法部總務廳第五科(編)1924:33-40]。そして、1914 年、1916 年、1918 年、1921 年には予審での訴追時効完成による免訴判決は 1 件も出していない。ここから中華民国期には訴追時効完成をあまり認めたくないという傾向があると指摘できるようなにも思える。この点も新中国と同様であると指摘できる [高橋 2016:83]。

しかし、中華民国では、本稿で見た期間の後である 1928 年 10 月 10 日に、いわゆる南京国民政府が成立する。名称は同じ中華民国だが、異なる政權が成立しているために、本稿の結果が新中国と同様であるからと言って、中華民国期と新中国の法運用に連続性があるとは言いきれない。連続性が認められる可能性があると言及することができる程度である。しかし、南京国民政府下の訴追時効制度の運用も同様であることが示されれば、連続性があると言えるだろう。この点、今後の研究や調査に期待したい。

注

- (1) 中華民国期以降の中国では、国家権力による「公訴」の他に、犯罪の被害者が直接提訴する「自訴」と呼ばれる方法が認められている。「自訴」も時効の対象となることから、中国では「『公訴』時効」と呼ぶことは適切ではない。

引用文献

司法部總務廳第五科(編)

- 1917 『中華民国三年第一次刑事統計年報』[出版地不明]:司法部。
 1919 『中華民国五年第三次刑事統計年報』[出版地不明]:司法部。
 1921a 『中華民国六年第四次刑事統計年報』[出版地不明]:司法部。
 1921b 『中華民国七年第五次刑事統計年報』[出版地不明]:司法部。

1922 『中華民國八年第六次刑事統計年報』[出版地不明]：司法部。

1923a 『中華民國九年第七次刑事統計年報』[出版地不明]：司法部。

1923b 『中華民國十年第八次刑事統計年報』[出版地不明]：司法部。

1924 『中華民國十一年第九次刑事統計年報』[出版地不明]：司法部。

高橋孝治

2016 「中国における公訴時効(訴追時効)制度を正当化する学説についての考察」『法學政治學論究(慶應義塾大学)』111:71-100。

2017 「中国で公訴時効(訴追時効)の運用が問題となるある裁判の分析」『東アジア研究(東アジア学会)』21:45-61。